

令和7年度第1回多良木町議会(6月定例会議)							
招 集 年 月 日	令和7年6月10日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年6月10日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和7年6月10日		午前11時59分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		5番	源 嶋 た ま み		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 職 員	山 下 結 以		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	岡 本 雅 博		生涯学習課			
	教 育 長	吉 村 英 亀		住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課			福 祉 課			
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第1号	多良木町税条例の一部を改正する条例
報告第2号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
報告第3号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第10号）
報告第4号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
報告第5号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
報告第6号	令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
報告第7号	令和6年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第8号	令和6年度多良木町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
議案第1号	動産の買入れについて
議案第2号	動産の買入れについて
議案第3号	立木処分について
議案第4号	令和7年度令和4年災505-101溝の口地区頭首工（右岸）災害復旧工事請負契約の締結について
議案第5号	多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第6号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第7号	令和7年度多良木町一般会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和7年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第9号	令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第10号	令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
ただいまから令和 7 年度第 1 回、多良木町議会 6 月定例会を開きます。
これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（宇佐信行議員）

議会運営委員長の報告を求めます。
9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

おはようございます。
議会運営委員長の報告をいたします。

令和 7 年 6 月 4 日及び本日 6 月 10 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 7 年度 第 1 回多良木町議会（6 月定例会議）の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について、審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 6 月 10 日から 6 月 17 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 1 号から日程第 11、報告第 8 号の報告を受け、日程第 12、議案第 1 号から日程第 21、議案第 10 号までについては、本日、説明のみとし、6 月 13 日に審議・採決を行います。

本日の本会議終了後から 6 月 12 日までは、常任委員会といたします。

6 月 16 日及び 17 日は、一般質問を行います。

今回、5 人の方より通告があっており、配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出があっております。

1 件は、議長預かり、1 件は、配付してあります請願文書表のとおり関係常任委員会へ付託することといたしました。

6 月 17 日、議会最終日の人事案件 3 件につきましては、起立による表決といたします。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま、議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番 林田俊策議員、5 番 源嶋たまみ議員の両名を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告及び行政報告

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度の2月分、3月分、4月分、令和7年度4月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されております。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人多良木まちづくり推進機構から、令和6年度事業報告書及び決算報告書、令和7年度事業計画書及び予算書が議会に提出されておりますので、併せて報告いたします。

前田 文議員の報告

○議長（宇佐信行議員）

次に、一部事務組合等の報告をお願いします。

人吉球磨広域行政組合、10番、前田文議員。

○10番（前田 文議員）

おはようございます。

令和7年度第1回人吉球磨行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和7年第1回、2日目が令和7年3月25日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

まず、議案第1号から議案第5号の条例案件と、議案第7号及び議案第8号の当初予算案件の7件について事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、この6件については、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり可決しました。

令和7年第1回人吉行政組合議会定例会2日目は、以上です。

次に、令和7年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会報告をいたします。

令和7年第2回臨時会が令和7年5月28日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

会期は5月28日、1日間とします。

議席の指定では、相良村議会改正により新たに選出された川邊一徳議員の議席を14番、古川渉議員の議席を15番に議長から指定されました。

次に、議案第9号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正が上程され、落雷により機械の故障によって補正が組まれ、質疑の後、簡易採決を行い、議案のとおり可決しました。

同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて、質疑の後、簡易採決を行い、原案のとおり同意しました。

以上臨時会の会議結果について報告いたします。

なお、ご不明な点ございましたら、源嶋議員か私にお尋ねください。

これで報告を終わります。

豊永 好人議員の報告

○議長（宇佐信行議員）

はい。

次に、上球磨消防組合、7番、豊永好人議員。

○7番（豊永好人議員）

皆さんおはようございます。

それではですね、令和7年度第1回上球磨消防組合議会会議の報告をします。

令和7年5月1日上球磨消防組合研修室において開会が10時より開会されました。

日程第1、会議録署名議員は、3番の落合議員、4番の岩本議員、2名を指名いたしました。

会期の日程は5月1日の一日限りと決定いたしました。

日程第 3、報告第 1 号、令和 6 年度上球磨消防組合一般会計継続費精算書の報告について、日程第 4、承認第 1 号、専決処分の承認について。

日程第 5、議案第 5 号物品売買契約の締結について。

日程第 5 号、議案第 6 号令和 7 年度上球磨消防組合一般会計補正予算、これはそれぞれ、8 億 6,900 万にするもので 500 万の補正でございます。

無線ネットワークの機器更新で、あと地方債の補正と緊急防災・減災の補正ということになっております。

それと、最後に発議が 2 件になってますけども、発議は、発議第 1 号、発議第 2 号、日程第 9 の上球磨消防組協議員派遣については、

お手元の資料に詳しく記入してありますので、すいませんが拝読してみてください。

その中に一つ重要なことが漏れてましたので、これだけちょっと私が報告したいと思います。

それは、それはですね、日程第 5 の議案第 5 号、物品売買契約についてということで、700 万以上については、議会が、議決を求めるものとなっておりますけども、ここに金額が記載されてませんでしたので、この金額だけは皆さんにご報告したいと思います。

この金額は、災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車更新事業ということで、契約金額は 8,456 万 8,000 円です。

そのうちかかる消費税が 7,678 万 8,000 円となっております。

これだけは報告させていただきます。

あと、定例会については、もし不明点がありましたら落合議員か私のほうに尋ねてもらえば、詳細に説明しますので、どうぞよろしくお願いします。

これで報告終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（宇佐信行議員）

次に、町長及び教育長から行政報告の申出がありますが、配付しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで、行政報告を終わります。

日程第 3 請願・陳情について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、請願・陳情につきましては、配付しております請願文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第 91 条の規定により受理番号 1、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願は、厚生文教常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

おはようございます。

令和 7 年度第 1 回多良木町議会 6 月定例会議の提案理由を説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分を行いました。

多良木町税条例の一部改正ほか、条例改正が 2 件、令和 6 年度一般会計補正予算ほか令和 6 年度の補正予算が 4 件、合わせて 6 件の専決処分の報告と、令和 6 年度から令和 7 年度への繰越した事業の繰越し計算書の報告が 2 件、条例等の議案といたしまして、動産の買入れが 2 件、町有林の流木処分が 1 件、工事請負契約の締結が 1 件、条例の一部改正が 2 件、合わせて 6 件令和 7 年度補正予算といたしまして、一般会計、国民健康保険特別会計、上水道事業会計及び

後期高齢者医療特別会計の4件、人事案件といたしまして、人権擁護委員の推薦が3件、全部で21件でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、全議案ともご可決頂きますようお願いいたしまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第4「報告第1号」多良木町税条例の一部を改正する条例について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第4、報告第1号、多良木町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。報告を求めます。

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

ページは2ページのほうをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けております。

そちらをお願いいたします。

専決処分数第9号、1、専決処分した事件。

多良木町税条例の一部を改正する条例。

2、専決処分の理由。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、多良木町税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第7号の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをご覧ください。改正の主な内容でございます。

令和7年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

なお、今回の条例改正は令和7年4月1日施行分についてのみ専決処分を実施しております。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

引用条項の改正部分は省略いたします。

まず、第36条の2、町民税の申告、第10項でございます。

はい、第10項は引用条項改正のため省略いたします。

次に第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出、第1項第1号でございます。

こちらも引用条項改正のため省略いたします。

次に第82条、種別割の税率、第1号アからオでございます。

こちらにつきましては、地方税法改正に合わせて、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正でございます。

次に、第89条、種別割の減免、第2項第2号でございます。

引用条項のため省略いたします。

同項第5号でございます。

地方税法改正に合わせて、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

次に第 90 条、身体障害者等に対する種別割の減免、第 2 項同項第 5 号第 3 項でございます。
道路交通法の改正に伴う改正でございます、前の免許証の運用開始に伴う減免申請書の運
転免許証の提示義務に係る規定等の整備でございます。

第 4 項から第 5 項につきましては、条例改正の構成を反映いたしております。

次に、第 139 条の 3、特別土地保有税の減免、第 2 項第 1 号でございます。
こちら引用条項改正のため省略いたします。

次に第 147 条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、第 1 号でございますが、こちら引用条項改正のため省略いたします。

次に附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、第 23 項から 25 項
につきましては、地方税法改正に合わせて項ずれを反映いたしております。

次に附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとする
者がすべき申告、第 14 項でございます。

地方税法改正に合わせて、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設する
ものでございます。

第 15 号から 16 項につきましては、条例改正の項ずれを反映いたしております。

次に附則第 10 条の 4、令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者
がすべき申告等、でございます。

地方税法 2 の改正に合わせて、附則第 10 条の 4 及び附則第 10 条の 5 を削除し、附則第 10 条
の 6 を附則第 10 条の 4 に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

最後に附則でございます。

第 1 条、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からとなっております。

第 2 条で固定資産税に関する経過措置を規定、第 3 条では、軽自動車税に関する経過措置を
規定いたしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 1 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を終わります。

日程第 5 「報告第 2 号」多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（宇佐信行議員）

次に日程第 5、報告第 2 号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といた
します。

報告を求めます。

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、報告第 2 号についてご説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により
専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを付けておりますので、よろしくお願いいたします。

専決処分第 10 号 1 専決処分した事件。

多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

2 専決処分の理由。

令和 7 年 3 月 31 日に、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布され、原則として令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 7 号の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうでご説明いたしますので、そちらをお願いいたします。3 ページになります。

改正の主な内容でございます。

令和 7 年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の公平性の確保、及び低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、賦課限度額及び軽減判定基準の見直しが行われたことに伴い、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

説明につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず第 2 条課税額、第 2 項でございます。

基本課税額の賦課限度額 65 万円を 66 万に改正したものでございます。

第 3 項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額 24 万円を 26 万に改正いたしております。

次に、第 23 条、国民健康保険税の減額。

第 1 項でございます。

第 2 条と同様に、基礎課税額の賦課限度額 65 万円を 66 万に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額 24 万円を 26 万に改正したものでございます。

第 2 号でございます。

5 割軽減の軽減判定所得基準 29 万 5,000 円を 30 万 5,000 円に改正したものでございます。

第 3 号で 2 割軽減の軽減判定所得基準 54 万 5,000 円を 56 万に改正したものでございます。

次に附則としまして、第 1 項、施行期日が令和 7 年 4 月 1 日でございます。

次に、第 2 項適用適用区分でございますが、この条例による改正後の多良木町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

下段に参考といたしまして、説明した内容を表にしたものでございます。

後ほどご覧頂ければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。異議なしと認めます。

これで、報告第 2 号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を終わります。

日程第 6 「報告第 3 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 6、報告第 3 号、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算第 10 号を議題といたします。

報告を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第 3 号についてご説明申し上げます。

専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関す

る条例第2条の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書を付けており、写しを付けております。

専決処分第11号、1、専決処分した事件。

令和6年度多良木町一般会計補正予算（第10号）。

2、専決処分の理由。

年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号及び第4号の規定により専決処分しましたのでご報告申し上げるところでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分第11号令和6年度多良木町一般会計補正予算（第10号）、令和6年度多良木町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,306万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,014万7,000円とするものでございます。

また第2表のほうでは地方債の補正を行うところでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうで行いますので、そちらのほうをお願いいたします。

ページは4ページでございます。

主な内容につきましては、年度末における議決済みの町債の借入れ額、地方交付税等の一般財源国県支出金等の特定財源及び基金積立金等の増減に伴う歳入歳出予算の補正でございます。

まず第2表でございます。

地方債の補正ということで変更を行っております。

起債の目的2の過疎対策事業につきましては、補正前が2億7,220万円、補正後が2億6,220万円ということで、1,000万円の減ということでございます。

これは事業実績によるものでございます。

次に、3の緊急防災・減災事業債ということで、補正前が2億230万円、補正後が2億飛び20万円、差が210万円の減。

この理由も同じでございます。

次に4の緊急浚渫推進事業債、補正前が3,300万円、補正後が3,220万円。

差が80万円の減ということで、これも事業実績でございます。

次に5、災害復旧事業債、補正前が1億310万円、補正後が9,460万円、差が850万円の減ということで、事業実績によるものということでございます。

次に、事項別明細の説明でございますが、主なものを説明させていただきます。

まず歳入でございます。

款の2項の1地方揮発湯譲与税から款の8、環境性能割交付金までは、実績による増減でございます。

次に款の10項の1、目の1、節の1、地方交付税、普通交付税でございますが、1,317万円の増今回の補正予算の一般財源として増額したものでございます。

次に款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金令和6年度の経済対策分でございますが、379万6,000円の増ということで交付金交付決定によります増額でございます。

款の15、項の1、目の1、節の1、国民健康保険費県負担金、国民健康保険基盤安定県負担金、保険税軽減分としまして、112万3,000円の減。

これは県負担金交付決定によります減額でございます。

次に同じく節の3、児童福祉費県負担金、教育・保育給付費県負担金ということで177万円の減。

これは県負担金交付決定によります減額でございます。

次に款、款の17、項の1、目の2、節の1、指定寄附金、多良木町ふるさと応援寄附金2,155万6,000円ということで、ふるさと応援寄附金の確定によるものでございます。

ちなみに令和6年度実績額が2億8,167万8,400円ございました。

次に款の18、項の1、目の1、節の1、ふるさとづくり納税寄附基金繰入金、ふるさとづくり納税寄附基金取りくずし地方創生推進交付金事業ということで116万1,000円でございます。

これはふるさと応援寄附金の確定によるものでございまして、多良木財団独自の地方創生事業に充当するための基金取崩しでございまして、対象寄附金の内、2割相当額を取り崩すための精算増額ということでございます。

次に款の21、項の1、目の4、土木債から、目の7、災害復旧債まででございますが、説明欄のとおり、各事業の歳出実績に合わせて起債額を増減したものでございます。

次のページをお願いいたします。

次からは歳出でございます。

款の2、項の1、目の14、基金費、節の24、積立金、ふるさとづくり納税寄附基金積立ということで、1,226万5,000円これはふるさと応援寄附金の確定によるものでございまして、対象寄附金の内、5割相当額を基金へ積み立てるための精算増額でございます。

次に森林環境譲与税積立金、700飛び2万9,000円譲与税配分額の内、事業充当以外分を積み立てるための精算増額でございます。

次に同じく目の18、ふるさと納税推進事業費、節の18、負担金補助及び交付金、ふるさと応援寄附事業補助ということで、1,101万7,000円。

これはふるさと応援寄附金の確定によるものでございまして、対象寄附金のうち5割相当額を多良木財団へ補助するための精算増額でございます。

次に同じく目の19、地方創生推進交付金事業費、節の18、負担金補助及び交付金。

多良木町地方創生推進交付金116万1,000円でございますが、これはふるさと応援寄附金の確定によるものでございまして、対象寄附金のうち2割相当額を多良木財団に交付するための精算増額ということでございます。

次に、款の3、項の1、目の3、国民健康保険費、節の27、対繰出金、国保特別会計繰出金合計額が456万5,000円の減となっております。

これにつきましては、各種国民健康保険特別会計繰出金の精算ということでございます。

最後に末尾のほうに、給与費明細書及び地方債調書を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を伺います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号、令和6年度多良木町一般会計補正予算第10号を終わります。

日程第7「報告第4号」

令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第7、報告第4号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計、事業勘定補正予算第4号を議題といたします。

報告を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案の49ページになります。

報告第4号専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書の写しでございます。

専決処分第 12 号、

1、専決処分した事件。令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）。

2、専決処分の理由。年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 4 号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分第 12 号、令和 6 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,064 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,391 万 2,000 円とするものでございます。

これより先は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案説明資料の 6 ページになります。はい。

補正の主な内容でございますが、国民健康保険税収納見込み、また県支出金の交付決定に伴う補正となっております。

ここからは、事項別明細書の主なものをご説明いたします。

まず歳入です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税 169 万 9,000 円の減。

これは、保険税収納見込みに伴う減額となっております。

次に、款の 3、項の 1、目の 1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金 225 万 3,000 円の増。

これはシステム改修などによる国庫補助金の交付決定に伴う増額となっております。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、節の 1、普通交付金 9,126 万円の減。

節の 2、特別交付金 527 万 2,000 円の増。

これらはそれぞれ交付決定に伴う増減というふうになっております。

次に、款の 6、項の 1、目の 1、一般会計繰入金、節の 1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございます。

149 万 7,000 円の減。

これは県の交付決定に伴う減額です。

節の 4、職員給与費等繰入金 326 万 5,000 円の減。

これは事務費繰入れ額の確定に伴う減額となっております。

節の 5、出産育児一時金等繰入金 166 万 7,000 円の減。

これは出産育児一時金確定に伴う減額でございまして、実績は 5 名でございました。

次に、款の 7、項の 1、目の 1、その他繰越金 97 万 4,000 円の増。

これは歳入減に伴う財源充当のため繰越金を予算化したものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款の 2、項の 1、目の 1、療養給付費 7,500 万円の件。

これは県補助金（普通交付金）の交付決定に伴う減額です。

同じく項の 2、目の 1、高額療養費 700 万円の減。

これは県補助金交付決定に伴う減でございます。

同じく項の 4 目の 1、出産育児一時金 250 万円の減。

これは、支出額確定に伴う減額です。

次に款の 6、項の 2、目の 1、特定健康診査事業費 227 万円の減。

これは決算見込みに伴う不用額を減額したものでございます。

最後に款の 8、項の 2、目の 1、直営診療施設勘定繰出金 205 万 3,000 円の減。

これは支出額が確定したことに伴う減額となっております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第4号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定、補正予算第4号を終わります。

日程第8「報告第5号」

令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について

○議長（宇佐信行議員）

次、日程第8、報告第5号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計直診勘定、補正予算第1号を議題といたします。

報告を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案の68ページになります。

それでは、報告第5号、専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分の写しになります。

専決処分数第13号、1、専決処分した事件。

令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）。

2、専決処分の理由。

年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により専決処分するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分数第13号、令和6年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正によるものでございます。

ここからは、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案説明資料は7ページになります。

補正の主な内容でございますが、県支出金の交付決定に伴う補正となっております。

まず歳入でございます。

款の1、項の1、目の1、へき地診療所運営費県補助金187万6,000円の減。

これは交付決定に伴いまして減額したものです。

次に、款の2項の1、目の1、一般会計繰入金187万6,000円。

同額を増額しております。

これはへき地診療所運営費県補助金の交付決定で減額した分をここで増額したものでございます。

続きまして歳出です。

款の1、項の1、目の1、一般管理費で財源組替えをしております。

へき地診療所運営費県補助金の交付決定に伴いまして、財源を組替えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。質疑なしと認めます。

これで報告第5号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第1号を終わります。

日程第9「報告第6号」

令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第9、報告第6号、令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

報告を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

議案は、77ページになります。

それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書の写しをつけております。

専決処分第14号、1、専決処分した事件。

令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。

2、専決処分の理由。

年度末になって、歳入歳出予算に増減が生じたため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第4号の規定により専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分第14号、令和6年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,222万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,305万3,000円とするものでございます。

ここから先は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

議案説明資料の8ページになります。

補正の主な内容でございますが、保険料の収納見込みや繰入金の確定に伴う補正となっております。

ここからは事項別明細書の主なものを説明いたします。

まず歳入です。

款の1、項の1、目の1、特別徴収保険料656万4,000円の減。

同じく目の2、普通徴収保険料482万円の減。

これらは決算見込みに伴いまして減額したものでございます。

次に、款の3、項の1、目の1、事務費繰入金83万円の減。

これは、事務費繰入れ額確定に伴う減額となっております。

続きまして歳出です。

款の1、項の1、目の1、一般管理費27万7,000円の減。

これは決算見込みに伴う不用額を減額したものでございます。

次に、款の2、項の1、目の1、後期高齢者医療広域連合納付金1,138万4,000円の件です。

これは保険料負担金決算見込みに伴いまして減額したものでございます。

最後に、款の4、項の1、目の1、予備費50万円の減。

これも決算見込みに伴いまして、不用額を減額したものでございます。

末尾に給与費明細書を添付しております。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。
これで、報告第6号、令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を終わります。

開始から約1時間になろうとしておりますので、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時57分休憩）

（午前11時06分開議）

日程第10「報告第7号」

令和6年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第10、報告第7号、令和6年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。
報告を求めます。
東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第7号についてご説明申し上げます。ページは89ページでございます。
令和6年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法第213条第1項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。
説明につきましては議案説明のほうで資料で行いますので、そちらのほうをお願いいたします。ページは9ページでございます。
主な内容でございますが、令和6年度第9回3月会議の補正予算第9号で可決された、繰越し明許費の報告でございます。
令和6年度多良木町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、事業費の合計が9億7,620万5,000円、対象事業が11件ということでございます。
また翌年度繰越し額の合計が4億2,889万2,000円となっております。
繰越し額合計の財源内訳といたしまして、既収入特定財源は0。
未収入特定財源といたしまして、国県支出金が2億4,563万円地方債が1億2,800万円一般財源が5526万2,000円となっております。
また繰越し後の執行状況といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費また介護基盤緊急整備特別対策事業、また森林環境譲与税事業及び口の坪地区住宅建設事業につきましては終了いたしております。
それ以外以外の事業は、現在事業実施中でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告は終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 7 号、令和 6 年度多良木町一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告についてを終わります。

日程第 11「報告第 8 号」

令和 6 年度多良木町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、報告第 8 号、令和 6 年度多良木町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、報告第 8 号につきましてご説明申し上げます。ページは 91 ページでございます。

令和 6 年度多良木町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について、地方自治法第 220 条第 3 項の規定により繰越した経費について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで説明いたします。ページにつきましては、10 ページということになります。

主な内容でございますが、令和 6 年度におきまして、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかった経費の報告でございます。

令和 6 年度多良木町一般会計事故繰越し計算書ということで款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、事業名が社会資本整備総合交付金道路事業。翌年度に繰越しますのが 1,890 万円でございます。

この財源内訳としましては、木収入特定財源はございません。

また、未収入特定財源のうち、国県支出金が 917 万 9,000 円その他の財源が 970 万円、一般財源が 2 万 1,000 円ということでございます。

事故繰越しの理由につきましては、県管理下水道工事について入札不調が続き、その後に予定していた町道の一部区間の改良工事が、当初予定時していた工程より遅れ、年度内の完了が困難となったためでございます。

執行状況につきましては、現在実施中でございます。

次に、款の 11 災害復旧費、項の 2 公共土木施設災害復旧費、事業名が公共土木施設災害復旧事業翌年度繰越し額が 2,226 万 7,000 円でございます。

繰越し額の合計の財源、財源内訳といたしましては、既収入特定財源は 0、未収入特定財源の内、国県支出金が 1,318 万 4,000 円、地方債が 810 万円、一般財源が 98 万 3,000 円ということになっております。

事故繰越しの理由といたしましては、近年の資材の高騰、人件費の値上がりなどの影響により、入札不調が続き、契約締結が年度末となり、年度内の完了が困難となったためでございます。

繰越し後の執行状況といたしまして、現在事業執行を実施中でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 8 号、令和 6 年度多良木町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを終わります。

これから上程します日程第 12、議案第 1 号から日程第 21、議案第 10 号までの議案につきましては、本日は説明のみを行っていただき、4 日目の 6 月 13 日に審議採決をお願いしたいと思います。

います。

なおこれから先のタブレット運用は、シェアモードで行っていただきますのでよろしくお願いいたします。シェアモードで行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第 12「議案第 1 号」動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 12、議案第 1 号、動産の買入れについて説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

議案第 1 号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

次のとおり、動産を買い入れるものとするものでございます。

- 1、買入れ物件学習者用コンピューターchromebook8 ギガバイトモデル一式 667 台
- 2、契約の相手方福岡県福岡市中央区大名 2-9-27
株式会社内田洋行九州支店支店長坂口秀雄
- 3、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約
- 4、買入価格 3,778 万 5,550 円
- 5、納入期限、令和 7 年 8 月の 31 日としています。

提案理由につきましては、予定価格が 700 万以上の動産の買入れをするには、地方自治法、第 96 条、第 1 項、第 8 号、並びに議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 13「議案第 2 号」動産の買入れについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 2 号、動産の買入れについて、説明を求めます。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

議案第 2 号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

次のとおり、不動産を買い入れるものとするものでございます。

- 1、買入物件、天吊り式消毒装置及び専用コンテナ一式 4 台
- 2、契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西 3278 番地
味岡株式会社代表取締役 味岡和國 3、契約の方法見積りによる契約
- 4、買入価格 1,229 万 8,000 円
- 5、納入期限令和 7 年 8 月 8 日でございます。

提案理由といたしまして、予定価格が 700 万以上の動産の買入れをするには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 14「議案第 3 号」流木処分について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 3 号流木処分について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 3 号、流木処分についてご説明いたします。

令和 7 年度において、下記のとおり多良木町公有林林地の流木を処分することとするもので

ございます。

下表よりご説明をさせていただきます。

番号 1 号、大字多良木、字屋敷、林小班 40 の 1、林齢 62、面積 10.48 ヘクタール、樹種スギ、ヒノキ、材積 3,345.26 立方メートル、提案理由といたしまして、普通財産の流木を処分するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 15「議案第 4 号」

令和 7 年度令和 4 年災 505—101 溝口地区頭首工（右岸）

災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 15、議案第 4 号、令和 7 年度令和 4 年災 505—101 溝口地区頭首工右岸災害復旧工事請負契約の締結について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは議案第 4、第 4 号令和 7 年度、令和 4 年災 505—101、溝口地区頭首工、不安災害復旧工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和 7 年度令和 4 年災 505—101 溝口地区頭首工右岸災害復旧工事について、下記のとおり、請負契約を締結するものとするものでございます。

- 1、契約の目的、令和 7 年令和 4 年災 505—101 溝口地区頭首工右岸災害復旧工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の総額金、5,500 万円内取引に係る消費税額 500 万円。
- 4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字久米 433 番地、肥後環境株式会社

代表取締役、那須衛。

- 5、支出科目

令和 7 年度款、災害復旧費項、農林水産施設災害復旧費目、農業用施設災害復旧費節、工事請負費提案の理由といたしまして、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページに開札調書のほうを載せております。

14 社の指名を行いまして、9 社の入札がございまして肥後環境株式会社様の落札という形になっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 16「議案第 5 号」

令和 7 年度多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 16、議案第 5 号、多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 5 号、多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうで行います。

それでは主な内容でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一標準化につきましては、令和7年度末までに標準化基準に適合する基幹システムへ移行することを目指すとしております。

移行に際しまして、住登外者宛名番号管理機能を実装するため、条例で定める個人番号の独自利用事務に住登外者宛名番号を付番管理をする事務を規定する必要があるため今回改正を行うものでございます。

なお今回の改正は、デジタル庁からの助言によるものでございます。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

別表第1、第4条関係でございますが、別表第1は、個人番号の利用範囲を規定しており、9項の町長及び教育委員会が行う地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えるものでございます。

別表第2、第4条関係におきましては、別表第2も個人番号の利用範囲を規定しており、7項の町長が住登外者宛名情報の管理に関する情報という特定個人情報であって、町長が保有するものを利用して行う、1の項から6の項の事務のプランに掲げるものを加えるものでございます。

また同じく8項の町長が1の項から6の項の特定個人情報の欄に掲げるものであって、町長が保有するものを利用して行う住登外者宛名情報の管理に関する事務を加えるものでございます。

次に、別表第3第5条関係でございますが、別表第3は、特定個人情報の提供について規定しており、3項の教育委員会が、町長に対し、住登外者宛名情報の管理に関する事務を処理するために必要な住登外者宛名情報の管理に関する情報求めた場合、町長が当該特定個人情報を提供することを加えるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第17「議案第6号」

令和7年度多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第17、議案第6号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

議案第6号多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。多良木町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては議案説明資料のほうでいたしたいと思っておりますので、そちらをお願いいたします。

改正の主な内容でございますが、令和7年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の改正が行われたことに伴い、多良木町税条例の一部を改正するものでございます。

なお令和7年4月1日施行分については、専決処分し、令和7年4月1日施行分、施行以外分について今回提案するものでございます。

新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、第18条公示送達につきまして、公示送達についてインターネットを用いる方法の提示を示した省令改正に伴う改正でございます。

施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日施行ということでございます。

次に、第18条の3、納税証明事項でございます。

こちら先ほどの第 18 条の改正に伴う規定の整備でございます。

施行日につきましても、18 条と同様となっております。

次に、第 34 条の 2、所得控除でございます。

こちらにつきましては、法律改正にあわせて控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

令和 8 年 1 月 1 日施行となっております。

次に、第 36 条の 2、町民税の申告、第 1 項でございます。

こちらは法律改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

施行日は令和 8 年 1 月 1 日でございます。

次に第 36 条 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書第 1 項第 3 号でございます。

こちらは、法律改正に合わせて、記載事項について特定親族を追加するものでございます。

施行日は令和 8 年 1 月 1 日でございます。

次に、第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書、第 1 項でございます。

法律改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備でございます。

同項第 3 号でございます。

記載事項について、特定親族を追加するものでございます。

こちらは令和 8 年 1 月 1 日施行となります。

次に附則第 16 条の 2 の 2 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でございます。

こちらは、法律改正に合わせて、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を新設するものでございます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

最後に附則でございます。

第 1 条、施行期日につきましては、説明資料の記載通りとなっております。

第 2 条で公示送達に関する経過措置を規定、第 3 条で町民税に関する経過措置を規定、第 4 条で、町たばこ税に関する経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 18「議案第 7 号」

令和 7 年度多良木町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 7 号、令和 7 年度多良木町一般会計補正予算第 1 号について説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 7 号、令和 7 年度多良木町一般会計補正予算第 1 号につきましてご説明申し上げます。

令和 7 年度多良木町の一般会計補正予算第 1 号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,203 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、79 億 6,603 万 8,000 円とするものでございます。

また第 2 条におきまして地方債の補正ということで、既定の地方債の変更は第 2 表地方債補正によるといたしております。

内容につきましては議案説明資料のほうで説明いたしますので、そちらをお開き願います。

それではこの議案の主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事

業費の追加、保育料無償化のため保護者負担金の減額及び副食費を保育園へ直接補助するもの、防犯カメラ設置補助等の追加、4月の人事異動に伴う人件費の移動等でございます。

まず第2表の地方債の補正でございます。

変更点でございますが、起債の目的といたしまして、1の辺地対策事業債、補正前が300万円補正後が330万円ということで、30万円の増。

これは橋梁長寿命化修繕事業、これ犬喰橋でございますが、この分でございます。

次に、2の過疎対策事業債、補正前が2億390万円、補正後が2億1,180万円、差が790万円でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

次に4の災害復旧事業債、補正前が5,550万円、補正後が6,460万円差額が910万円ということで、荒水線の災害復旧事業費でございます。

次に事項別明細書の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず歳入でございます。

款の12、項の2、目の1、節の2、保育料負担金現年度分でございますが、保育料負担金、町内私立分が、528万9,000円の減、及び、広域入所私立分が28万6000円の減ということで、本年7月分からの保育料無償化による減額ということでございます。

次に、款の14、項の1、目の3、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金、令和5年災公共土木施設災害復旧費負担金2,028万2,000円でございます。

これは交付決定通知による増額でございます、歳出の公共土木施設災害復旧費に伴うものということでございます。

次に同じく、項の2、目の1、節の1、総務費補助金。

新しい地方創生、生活環境創生交付金、172万1,000円でございますが、AI型デジタルドリルソフトウェア使用料に充当いたすもので、補助率が2分の1となっております。

また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、R6経済対策でございますが、2,950万円。

これは定額減税しきれないと見込まれた方等への追加の給付金のための補助金ということでございます。

次に同じく目の5、節の1、道路橋りょう費補助金。

交付金内定通知による減額ということでございます。

次に款の15、項の2、目の1、節の1、農業費県補助金。

未来へつなぐ地域営農組織経営力協力支援事業費県補助金、100万円でございますが、補助金内報による増額でございます、新たな農業人材等を要する経費を市支援するものでございまして、対象者が1法人ということでございます。

また、園芸施設有効活用緊急支援事業費県補助金110万円でございますが、補助金にないほうによる増額でございます、中古ハウス移設経費補助のための補助でございます、対象は同じく1法人でございます。

次に、款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金1,296万3,000円でございますが、今回補正の一般財源として追加いたしております。

款の20、項の4、目の4、節の1、雑入、コミュニティー助成事業助成金210万円でございますが、交付決定通知による増額でございます、対象者は黒肥地1区となっております。

款の21項の1、目の4、節の1、道路整備事業債、社会資本整備総合交付金道路事業ということで380万円でございます、町道蓑田小林線、上の原中原線、産業道路線でございます、交付金減のため起債額を増加いたしておるところでございます。

次に目の6、節の1、学校教育施設等整備事業債、給食センター施設整備事業ということで、110万円。

これは給食センター照明LED化でございます、事業費の追加によるものでございます。

次に節の2、過疎地域自立促進特別事業債、学校外国語指導事業、300万円でございますが、外国語指導助手派遣業務ということで、起債可能枠の増加によるものでございます。

次に目の7、節の1、公共土木施設災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業ということで910万円。

これは町道荒水線でございますが、新たに事業実施のため追加いたしております。

ここからは歳出でございます。

まず、人事異動に伴う人件費等の移動は、説明省略させていただきます。

款の2、項の1、目の10、まちづくり推進事業費、節の18、負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業補助 210 万円でございますが、対象は黒肥地1区ということで、内容は備品等の購入費でございます。

次に目の12、防犯対策費、節の13、使用料及び賃借料ということで、防犯カメラリース料 20 万 1,000 円でございます、見守りカメラ3台分の新設費でございます。

次に節の18、負担金補助及び交付金でございますが、防犯カメラ設置補助ということで 100 万円でございます、犯罪抑止等のための補助でございます。

最大2万円の50件を想定していたしておるところでございます。

次に目の20、新しい地方創生、生活環境創生交付金事業費、節の13、使用料及び賃借料。

ソフトウェア使用料で 344 万 4,000 円。

これは AI 型デジタルドリルソフトウェア使用料ということで、小中学校端末更新に合わせまして、導入するものでございます。

次に同じく目の21、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、節の12、委託料で電算システム改修委託料 167 万 1,000 円でございますが、低所得者支援及び定額減税補足給付金支援のための電算システム改修費用でございます。

次に同じく節の18、負担金補助及び交付金でございますが、低所得者支援及び定額減税補足給付金調整給付でございますが、2,950 万円でございます。

これは定額減税しきれないと見込まれた方等への追加の給付金ということでございます。

次が款の3、項の1、目の1、社会福祉総務費、節の1、報酬、会計年度任用職員ということで、159 万 5,000 円でございますが、職員が産休育休を取得することに伴います、会計年度任用職員雇用費でございます。

同じく目の4、障害者福祉費、節の12、委託料でございます。

電算システム改修委託料 112 万円ということで、新たな障害福祉サービス、就労選択支援の創設に伴う電算システムの改修費用でございます。

次に同じく項の2、目の2 児童支援費、節の19、扶助費でございますが、副食費助成事業ということで、344 万円でございます。

これは、保護者や保育園に支払っている3歳児以上の副食費を、町が保育園に対して助成する事業でございます、令和7年7月分より開始予定ということでございます。

次に、款の6、項の1、目の3、農業振興費、節の18、負担金補助及び交付金、未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業、事業補助 100 万円。

これは新たな農業人材等を雇用する経費を支援するものでございまして、1法人が活用予定でございます。

また園芸施設有効活用緊急支援事業補助 110 万円でございますが、中古ハウス移設経費の補助ということで、1法人が活用予定でございます。

次に款の8、項の2、目の3、社会資本整備総合交付金道路事業、節の12、委託料、測量設計委託料が 450 万円の減。

これは交付金内定通知額が少なかったため、事業費を削減するものでございます。

次に同じく節の14、工事請負費、橋梁長寿命化補修工事に 600 万円の減ということで、同じく交付金内定通知額が少なかったため、事業費を減額するものでございます。

次に款の9、項の1、目の3、消防施設費、節の18、負担金補助及び交付金、消火栓移設負担金ということで、307 万 6,000 円でございます。

これは国道補修か所が国道補修の2か所及び、中原地区上水道老朽管更新1か所に伴います消火栓更新工事の負担金でございます。

次に款の10、項の1、目の2、事務局費、節の1、報酬、会計年度任用職員 149 万 2,000 円ですが、職員が産休、育休を取得することに伴う会計年度任用職員の雇用費でございます。

次に同じく節の13 使用料及び賃借料、ソフトウェア使用料ということで 132 万 8,000 円の減でございますが、新しい地方創生、生活環境創生交付金事業費への予算組替えによる減ということでございます。

次に、同じく項の2、目の1、学校管理費、節の10、需用費、修繕料の 182 万 8,000 円でございますが、久米小学校体育館の修繕ということでございます。

次に同じく項の 5、目の 3、学校給食費、節の 10、需用費、修繕料の 154 万 6,000 円でございますが、給食センター照明 LED 化費用の増加によるものでございます。

次に款の 11、項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費、節の 14、工事請負費で令和 5 年災公共土木施設災害復旧費、3,040 万 9,000 円でございます。

これは町道荒水線、すいません、文字が抜けておりますが、町道荒水線につきまして、県及び地権者との協議が完了したことによりまして、災害復旧工事を実施するものでございます。

最後に末尾に添付しておりますが、給与費明細書、地方債調書となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 19「議案第 8 号」

令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 19、議案第 8 号、令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 1 号について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第 8 号、令和 7 年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 1 号につきましてご説明いたします。

令和 7 年度多良木町の国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 1 号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 4,553 万 4,000 円とするものでございます。

ここから先は議案説明資料を用いてご説明しますので、そちらをお開きください。はい。

補正の主な内容でございますが、国民健康保険システム改修に伴う補正となっております。

事項別明細書の主なものです。

まず歳入です。

款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金 25 万 4,000 円の増。

これは国民健康保険システム改修に対する補助金になっております。

次に、款の 6、項の 1、目の 1、一般会計繰入金 13 万 5,000 円の増。

これは国民健康保険システム改修などに伴う事務費繰入金を増額したものです。

続きまして、歳出です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費 36 万 2,000 円の増。

節の 12、委託料、高額療養費制度の基準額見直し及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険システムの改修費用となっております。

同じく項の 3、目の 1、運営協議会費 2 万 8,000 円の増節の 7 の報償費で国保運営協議会委員の任期満了に伴う退職時の平年在職表彰に伴う補正でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 20「議案第 9 号」

令和 7 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次、日程第 20、議案第 9 号、令和 7 年度多良木町上水道事業会計補正予算第 1 号について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第 9 号についてご説明いたします。

令和 7 年度多良木町上水道事業会計補正予算第 1 号についてです。

総則としまして第1条、令和7年度多良木町上水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。

まず収益的収入及び支出の補正としまして、第2条令和7年度多良木町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款、水道事業収益につきましては、補正はございません。

次に支出のほうの第1款、水道事業費用としまして、今回、221万1,000円を増額いたしまして、総額として、1億3,762万5,000円とするものでございます。

内訳は第1項、営業費用で、191万9,000円の増額。

第2項、営業外費用は補正はございません。

第3項、特別損失を今回新たに追加しております。29万2,000円の補正を行っております。

これより先は、議案説明資料にて説明させていただきます。

主な内容としましては、量水器、水道メーター取り替え水の削減に伴いまして、取り替え業務委託料の増額が必要となり、今回補正するものです。

過年度、それと過年度水道料金の過誤徴収に係る還付が発生しておりますので、それに伴う特別損失を計上いたしております。

第2条、収益的収入及び支出の補正で、先ほど申しましたとおり、第1款、第1項、営業費用で191万9,000円同じく第3項で特別損失として29万2,000円の補正を行います。

予算説明書の説明としましては、収益的支出、款1、項1、目2、説2、委託料で191万9,000円の増。

同じく、項の3、目の1、節1、過年度損益修正損としまして29万2,000円の追加の補正を行っております。新たに。

次に予定損益計算書、税抜になりますが、今回の補正によりまして、当年度末処分利益剰余金が201万円減額するものでございます。

次に予定キャッシュフロー計算書、こちらも税抜になりますが、当年度末処分利益剰余金が減少することによりまして、令和8年3月31日における資金期末残高が201万円減少いたします。

最後に、予定貸借対照表ですが、こちらも税抜です。

資産の部としまして、当年度末処分利益剰余金の減少に伴い、資産合計が201万円減少いたします。負債の部は増減がございません。

資本の部として、当年度末処分利益剰余金の減少に伴いまして、資本合計が201万円減少いたします。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第21「議案第10号」

令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第21、議案第10号、令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案の155ページになります。

議案第10号、令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

令和7年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億285万5,000円とするものでございます。

これから先は議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

補正の主な内容でございますが、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続に伴う補正となっております。

まず歳入です。

款の 4、項の 1、目の 1、事務費繰入金、37 万円の増。

こちらは通信運搬費の増額に伴いまして、事務費繰入金を増額したものでございます。

歳出です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費 37 万円の増。

節の 11、役務費、通信運搬費でございますが、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用が継続されたことに伴いまして、通信運搬費が不足しております。そちらを増額したものです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、日程第 12、議案第 1 号から日程第 21、議案第 10 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、6 月 13 日に審議採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 11 時 59 分散会）